

平成27年 第10回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 12月18日 開会

美瑛町議会

平成27年第10回美瑛町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年第10回美瑛町議会定例会

平成27年12月18日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について(議会運営委員会審査報告)
- 第 3 一般質問〔京屋愛子議員、福原輝美子議員〕
- 第 3 の 2 緊急質問〔野村祐司議員、角和浩幸議員〕
- 第 4 議案第 1 号 美瑛町行政不服審査会条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 美瑛町白金クレー射撃場条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 号 美瑛町税条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 7 号 町税の減免に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 8 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 12 議案第 9 号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 美瑛町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 11 号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 15 議案第 12 号 平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第 16 議案第 13 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 17 議案第 14 号 上告の提起及び上告受理の申立てについて
- 第 18 意見書案第 12 号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書について
- 第 19 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	太田茂夫君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	鈴木貴久君
税務課長	古本彰君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	小杉昌敏君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	嵯城和彦君
文化スポーツ推進室長	今瀧毅君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	保田仁君
町立病院事務局長	平間克哉君
総務課財政係長	竹本匡志君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	宮崎敏行君
農業委員会会長	川崎章道君
農業委員会事務局長	東本浩昭君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	新村猛君

○書記

事務局長 今野聖貴君
係長 高島和浩君

開議挨拶

○議長（濱田洋一議員） はい、皆さんおはようございます。定例会の2日目であります。昨日の一般質問9名、今日の分がですね2名残っておりますので、そしてその後にですね緊急質問と2名の予定をしております。どうぞよろしくお願いを申し上げて開会の挨拶とします。

開議宣告

○議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人であります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって4番八木幹男議員と9番角和浩幸議員を指名します。

諸般の報告

○議長（濱田洋一議員） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（濱田洋一議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、本定例会の議会運営について福原輝美子議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、福原議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 福原輝美子議員 登壇）

○委員長（福原輝美子議員） 皆さんおはようございます。朗読をもってご報告申し上げます。
（報告書の朗読を省略する）

以上、報告申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで議会運営についての報告を終わります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第3 一般質問

○議長（濱田洋一議員） 日程第3、一般質問を行います。昨日に続いて、通告の順に発言を許します。

初めに、3番京屋愛子議員。

（「はい」の声）

はい、3番京屋議員。

（3番 京屋 愛子議員 登壇）

○3番（京屋愛子議員） 3番京屋です。今回の一般質問11名のうち、なぜか2名女性が今日に、意図したところではありませんが今日になって、これからもう少しお付き合いをしていただきたいと思えます。それでは、3番京屋。質問事項、町民の健康増進を図るためのデータヘルス計画とは。質問相手は町長です。質問の要旨、本年9月2日、厚生労働省は平成26年度の患者負担と保険給付は40兆円を突破したと発表しました。国民の医療費の負担は大きくなっています。

美瑛町では、平成27年からデータヘルス計画が策定され、目標に向かい取り組みを進めていますが、特定健診の受診率は40パーセント程度と低い状況です。特定健診は、生活習慣病やがんの早期発見につながる重要な検診です。今後も受診率の向上に取り組む必要があると思えます。私事ではありますが、私は特定健診で胃がんが早期発見され、手術により今年で5年生存率の仲間入りをしました。元気に今の生活を送ることができています。がんや生活習慣病の早期発見も大切ですが、昨今、テレビや新聞では認知症の特集が生まれ、ご覧になったかと思えます。特にMCI、軽度認知障害の時期に発見することで認知症に移行することが予防ができると提唱されていますので、特定健診に組み込む必要があると思えます。

美瑛の美しい丘や美しい町が全国の人に喜ばれていますが、維持しているのは町民です。そこで、町民の健康増進を図るための取り組みについてお伺いします。

- 1、データヘルス計画の取り組み状況は。
- 2、特定健診の周知、啓発の具体策と課題は。
- 3、美瑛町独自のMCIへの取り組みは。以上です。

○議長（濱田洋一議員） 3番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） おはようございます。昨日に引き続いての一般質問、京屋議員さんの方から女性2名と、女性議員の質問があるということでお話をいただきました。真摯に町長としてもご意見をいただき、町行政に反映できるよう取り組んでいければというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは答弁を申し上げます。質問につきましては、町民の健康増進を図るためのデータヘルス計画についてであります。本町では平成22年度より、健診受けようというK・U運動を展開し、さまざまな機会を通して町民の皆さまに健診受診の重要性について理解の促進に努めてきたところであります。このことにより、健診受診率は、平成20年度の特定健康診査等実施計画策定時の31.5パーセントから、平成26年度実績で43パーセントと年々増加傾向にあり、確実に効果が表れてきていると考えているところであります。

1点目のご質問についてであります。データヘルス計画、保健事業実施計画は、厚生労働省が定めた国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針が平成26年4月に一部改正されたことに伴い、保険者の効果的かつ効率的な保健指導の実施を主たる目的として、生活習慣病対策を柱に大雪地区広域連合で策定したところであります。本町におきましては、この計画を基に健診結果や医療情報などのデータを収集分析することで、個々の健康課題を明確化させ、分かりやすくまとめた上で健診後の結果説明会や個別訪問でお示しし、保健指導や管理栄養士による栄養指導のツールとして活用しております。また、このデータにより本町の特徴的な健康課題が明らかとなり、各種団体への出前による健康講座や相談会など、日々の保健事業活動を通して生活習慣病の重症化予防と医療費の抑制に努めているところであります。

2点目の周知・啓発につきましては、広報の折り込みや防災無線でのお知らせの他、例年受診されている方については、申し込みの手間をかけない自動継続方式の導入、集会、イベント会場等での健診の案内と受診勧奨などを実施しているところであります。

課題として未受診対策が挙げられますが、医療機関での治療中が未受診の理由の半数以上を占めており、このことが保健指導につながりづらい状況を生じさせております。医療機関での検査データは医師の承諾を得ることで、健診データと同様の扱いが可能であることを訪問時に説明をし、その結果を基に保健指導への道筋を付けて行けるよう努めているところであります。これ以外の未受診の方へは今後も訪問活動を通して健康保持、増進のための受診の重要性についてご理解いただけるよう努めてまいります。また、本町の健康課題を取り上げた講演会の開催は、受診勧奨の推進とともに町民の生活環境改善を促すための重要な機会であると捉えてお

り、今後も継続してまいりたいと考えております。

3点目についてであります。現在、認知症発症予防として生活習慣病コントロールが重視されており、特定健診受診率の向上や糖尿病の新規発生数減などで今後効果を上げるものと考えております。

ご質問の軽度認知障害MCIは、認知症発症の途上にあるもので、記憶力、注意力、視空間能力、言語能力などの認知能力が少し低下した状態で、高齢者人口の13パーセント程度存在すると推計されています。現段階では画像検査や血液検査など客観的な診断方法の開発と認知能力を維持、向上する効果的な生活療法、薬物療法の開発研究が進められている状況であります。

本町としましては、現在、認知症予防支援事業や精神保健事業などを通じ、認知症の早期発見、早期対応や適切な対応の普及啓発を進めているところであります。

今後の科学的知見の集積に注視していくとともに、地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の訪問活動及び医療機関との連携強化などにより軽度認知障害が疑われる方の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、3番京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) はい、3番京屋です。いろいろ取り組んでいるということは理解しておりますけれども、北海道は交通事故死亡率が200人で全国今はワースト2になっております。そういうことをよく聞くとおもうんですか、がんは1年間に大体1万8千人を超える方が亡くなっています。そして、北海道の死亡率なんですが、全国連続ワースト2で3年間連続なんですね。ですから、道でもキャンペーンみたいなものをいっぱい組んで、このところ新聞紙上をにぎわしているという状況です。私の場合は両親ががんだったものですから、私もがんになるんじゃないかって、いつも思いながら毎年健診をしておりました。そして、早期のがんが発見されたわけですね、がんにかかりますと、皆さんご存じのように精神的にも肉体的にも、それから金銭的にも非常に大きな負担が掛かってくるわけですね。ですから、検診によっていかに早期発見すること、それから生活習慣の重度化予防をしっかりとすることで、町長もさっきお話ありましたように医療費の軽減が図れると考えております。検診なんですが、検診受診により早期発見、重度化予防で医療費が削減されてくるということの結果があるんですが、検診の結果ですねデータを今データベースでしっかりと大雪の方でやっておりますけれども、保健師さんが家庭訪問とか、それから結果説明、それから保健指導をしていますけど、この受診率が上がらなければ結果はなかなか出てこないのではないのでしょうか。健診を受けていない方がですね、本当にしつこいくらい電話が掛かってきたりとか、訪問に来るっていうふうにならわれているくらい頑張っているのは私は非常に象徴しております。ですが、専門職である保健

師さんですけれども、この保健師さんは健診分野だけではないわけですね。他に精神、子ども、いろいろな多岐に渡って仕事をしています。ですから、今の人数で本当に十分なんだろうか。そして、K・U運動の周知啓発ですけれども、現在の啓発だけではなく、今の場合は国民健康保険の加入者だけがデータに出てくるわけです。ですから、他の保険加入者ですね、そういう方の健診も必要になってくるわけですから、ポスターとかそういうものをお作りになってどこにでも、例えば保育園であり、幼稚園であり、公共機関、たくさん美瑛にはありますけども、そういうところに貼っておくという。そうするとそれを見た時、私も行かなくちゃ検診に。皆さんのご家族も本当に健診にいつてらっしゃるんでしょうか。私がちょっと調べたところ、広報に載ってたところでは皆さんの健康診断がドックで少し、全員100パーセントではないんですね。特定健診では100パーセントっていうことで書いてあったのをちょっと記憶しておりますけれども、ですから、こういう簡単なことで良いと思いますけど、こういう施策も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、住民の方々が、健康で町で暮らしていただきたいというのは、医療費が上がる上がらないということ以上にですね、まさに本当に大事なことであります。議員がご質問でありますように、テレビを中心としたマスコミ等でもやはり生活習慣から地域地域、県単位というようなデータも出ていますし、その中でやはり食ですとか、それから喫煙ですとか、やはりいろいろとその地域地域で違う、そういうことが病気の発生とか、それから年を取った時のいろんな症状が出るという原因になっているということで、私どももこれはもう長く生活習慣という部分の改善というのが1番大事だという思いをして取り組みを進めてきています。眉唾もんでありませんけども、うちの保健師さんは本当に頑張ってくれてるなというふうに思っています。意識も高いですし、それから住民の方々の要望に対して演劇をやったりですね、ここまでやるのかというようなことも保健師さん中心になってやっていただいたりして、何か時々こんなに頑張ってくれてなあと、頭が下がるような思いもすることがあります。私も町長としては、やはり行政改革とか財政改革いろいろありますけども、絞ってはならない部分っていうのがやはりあるというふうに思っていますので、その一つとして保健師さんの確保ですとかそういった部分、教育もそうですし、医療もそうですし、そういった部分はしっかりと守っていこうという思いを強く持ってきました。町財政が今健全化をしていますので、そういう思いはさらに強くなってるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。ですから、保健師さんの確保等はですね担当課長、また担当の保健師さんとの話し合いの中で必要であれば言ってくれよということで、常に申し合わせしながら取り組みをしていますので、今回の採用についてもそんな思いをしながら職員採用してきたということでご理解をいただきたいと

いうふうに思います。そんなことから取り組みを進めてるということでご理解いただきたいと思いますが、一方でじゃあ住民の方々はどういうふうにアピールしていくんだということだというふうに思います。先ほどの答弁の中でも健診率のことがありました。大雪の広域連合で3町の比較の数値が出るわけでありまして。最初の段階はですね、やはり美瑛が低いということで、私も大変その部分については気にしていました。土地柄もあって美瑛の場合、集落が分散しているような状況から、なかなか活動を行っても多くの方々に情報発信ができないとか、そういう地理的な、条件的な課題もありましたから、そういった部分を破っていくのは大変だなというふうに見ておりましたけども、うちの職員なり、それから関係する方々、地域の方々、それから関係機関との連携によってですね、非常に毎年毎年健診率が上がってくるということで、大変成果が少しずつ出てきているということでもあります。事例を見てもやはり健診率が高いところは健康で長生きということが実現できているのは、データの的にもやはり示されてるんじゃないかというふうに思ってますので、健診率を上げていく、健診の質を上げていくということを重要な課題だというふうに思ってますので、今の40数パーセントというのは高い低いから見ればという判断もいろいろあると思いますけど、ここまで来たなという思いを強く持ってますので、今後もこの健診率をさらに上げていける、また少なくとも維持していけるようなそんな取り組みを一体となって頑張っていければと、町長もその思いを強くしながら関係する部署、担当、そして関係機関と連携しながらいければなというふうに思っているところであります。今、3町の比較をしても美瑛町は高いレベルに来てますので、最初高いところは少し上げれないと。うちの場合は少し低いところからだんだん上げてきてということですから、健診率のグラフの推移をですね何とか保ちながらも、さらにまた良い方向でいければということでもありますので、議員今ご指摘いただいた町民に対するアプローチ、それから情報をお知らせしていく、つまり健診率が高いということで健康につながるというようなそういう情報をお知らせしていく、そのためにもK・U運動という取り組みをしましたので、このK・U運動の部分がまだまだ認知とか、そのものが低いという思いも持ってますので、ご指摘をいただいた部分については今後内部で検討させていただきながら、早急に成果として、形として表していけるものは表していきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、3番京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) はい、3番京屋です。マンパワーが必要だということは分かっていたかかなと思います。そうしますとやはり、今町長からお話しありましたように受診率ですか、それが少しずつでも上がっていくんじゃないかと思っております。要するに健診を受けていない方が今問題、課題ということでさっきの答えの中にありましたけれども、高血圧とか糖尿病とかいわゆる生活習慣病で病院にかかってらっしゃる方、そういう方はその病気につい

ての検査はしますが、他のがん検診だとかそういうことは今は検査を行っていない状況なんです。そういう方が健診を受けていないという状況なので、これはなかなか難しい問題なんです。さっきお話しにありましたように、他の病院との連携ということが大事だと思います。まして、うちには町立の病院があるわけですから、そういうところと連携を深めていただきたいと考えております。

それから、もう一つの軽度認知MC Iのことなんですけども、残念ながら昨日鷹栖町の議員の方が見えてたんですが、その時にちょっと質問すれば鷹栖町の方は喜んだかなとちょっと思ったことがあったもんですから、軽度認知障害のMC Iの判断をしますオレンジテストというのがあるんですね。それがアイパッドで、鷹栖町が今回導入をいたしまして認知予防に力を入れていると。私が質問を出しました後の12月11日の道新の方の新聞報道を読んで先を越された、私の質問する前にとちょっと思ったんですけれども、何でも認知症のことなんです。2025年には5人に1人、ですから5人に1人が認知症になるということが発表されている状況です。何でも取り入れる、何でもやっていくということは限られた財政の中では難しいことだってことは推察しますけれども、もし自分が、もし家族が認知症になったら不安に思っている方は大勢いらっしゃると思うんですね。ですから、ぜひこの予防に力を入れていただきたい。思って今回の質問はこれで終わりにします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、1点目の町立病院との連携でありますけども、重要だというふうに認識をしています。病院側もいろいろ業務が多忙な部分があつてですね、なかなかどこまで連携し合いながらという部分については難しい面もなかなかあるなという認識もしてるところでありますけども、今回町立病院が療養病床という病床への導入について決定をしていただき、準備をさせていただいています。この部分については、やはり生活習慣とか、また認知症とかという部分と切り離せない重要な要素になってきますので、これまで以上に連携がやっぱり持っていて、町立病院なり町の病院が町民のかかりつけ医というふうな位置付けがさらにまた進んでいくことが良い方向でないかというふうに思っていますので、これらについて私からも関係各位にそういった方向性の方向を付けるべくお願いをしたり、また協力するというようなことを進めていきたいというふうと考えているところであります。

それから、今後の新たな仕組みの導入という部分については、私自身がこれをやれ、あれをやれということではなくて、いろんなどころの情報をいただきながら担当の方で、これまでも彼ら彼女らが先頭に立ってやってきてくれますので、そういう方向性が出てくれば私も協力する、町行政としてそれに対して支援をしていく、予算を付けていくということをやぶさかでありませぬので、そういうことについて情報を今後ともご指摘をいただければ検討させていただきたい

というふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 3番議員の質問を終わります。

次に、1番福原輝美子議員。

（「はい」の声）

はい、1番福原議員。

（1番 福原 輝美子議員 登壇）

○1番（福原輝美子議員） 昨日から引き続きの、私が1番の席で、また町長、1番最後の1のつく、今日は11番目の本日の2番目ですのでございます。最後ですのでよろしくどうぞお願いいたします。1番、福原輝美子。質問事項、社会保障税番号マイナンバー制度について。質問の相手、町長。質問の要旨、国内に住んでいる全ての人に12桁の番号を割り当てる、社会保障と税の共通番号マイナンバー制度ですが、平成28年1月からの運用開始に向けてマイナンバーの通知カードと個人番号カード交付申請書が、全世帯一人一人に簡易書留で配達されました。しかし、新聞などでは通知カードの手渡しが難航と報道されています。そこで、次の3点について伺います。

1、通知カードは、現在町民の全世帯、全員に届いているのでしょうか。現在の送付状況についてお願いします。

2番、マイナンバー制度については、町では広報等でさまざまな周知を行ってきたところですが、今後におけるさらなる周知についてお願いしたいです。

3番、マイナンバー制度が平成28年1月から運用開始とあるのですが、町における制度の活用方法についてお尋ねします。

○議長（濱田洋一議員） 1番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 11番ということで、今回の定例会のトリの一般質問ということでありますが、よろしくお願いいたします。それでは1番、福原議員よりの一般質問、社会保障税番号マイナンバー制度についてのご質問に答弁を申し上げます。この制度は、議員ご指摘のとおり、国内に住所を有する外国人を含む全ての国民一人一人に12桁の番号が割り振られ、社会保障や税、災害対策の各分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報と同一人の情報であること等を確認することを目的に、平成25年5月に制定されたものであります。

町は9月定例会にて、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に

ついでご提案申し上げ、11月30日開会の第9回臨時会にて議決をいただき、平成28年1月1日から運用が開始されることとなりました。

1点目の本町での通知カードの送付状況についてであります。当初の発送件数は、4,795通で、受け取りを拒否された件数を含め532通が返却されました。現在、役場戸籍窓口での交付を続けているところであり、先日の土日には臨時窓口を開設し対応いたしました。引き続き文書等で周知するなど、確実に本人へ届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の今後における制度の周知についてであります。国からのさまざまな情報や運用の変更など、引き続き広報びえいを中心に、町ホームページ等も活用しながら対応していきたいと考えております。また、町内会や老人クラブから説明会などの要望等があれば、担当職員による対応も可能であるという体制を取っております。

3点目の町における制度の活用方法についてであります。条例で規定した行政事務に限定されており、今のところこれ以外での活用は考えておりません。ただし、今後、国の動向等により、新たな行政事務での活用が出てきた場合は、条例の改正が必要となるというふうを考えております。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○1番(福原輝美子議員) はい、再質します。1の通知カードの送付についてですが、27年10月31日びえい広報の1番最後の方に美瑛の世帯数は4,784、そして人口は1万4800人、これは10月31日現在となっております。今の回答がございました通知の中では、発送数は4,795通で、受け取り拒否いろいろなことで532通が返却されたということなんですが、このような現実で美瑛町の10月31日現在で人口は1万4800人で、一人1枚の通知カードで、例えば532通のうち、例えば家族が3人いれば一通の中に3枚のカードが入っているわけですね。それで、私のうちは2人なもんで1通の中に2枚入ってました。そういうことなんで通知カードは入っているんですが、532通の中には人数としては何人ぐらいのまだ手渡しがなされていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長(濱田洋一議員) 暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時03分)

再開宣告(午前10時05分)

○議長(濱田洋一議員) それでは会議を再開します。

ただ今の質問に山田住民生活課長から答弁します。

(「はい」の声)

山田住民生活課長。

○住民生活課長(山田厚誠君) 住民生活課長の山田です。ただ今の福原議員のご質問に関しま

して、うちの方で返却を受けた532通、これはあくまでも簡易書留の封筒に入ったものでございます。発送が国からの発送になっておりまして、本人が窓口に来て開封しなければ町単での開封はいたしません。よって、その1通の中に何人分の通知カードが入っているかは掌握しておりません。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○委員長(福原輝美子議員) 個人番号ですから、開封はできないってことで分かっているんですが、届かない、届くって回答の中では拒否という言葉があったので、その拒否ということは本人、個人の意見と考えるんですが。でも、その他にはまだいろいろこれから違うのがあるんですが、人数的に分らないって言っても、これからこの12桁のナンバーが必要な時ってのは28年の1月の1日から運用されるという発表の中で、10月30日の臨時議会の中でも条例制定されて、その条例いろいろとありましたが、2番目にも入ってくるんですが、いろいろな条例の中で美瑛町の窓口の事務の関係で、いろいろさまざま特定個人情報とは住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険寄附関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、乳幼児児童医療とさまざまな助成金の申請の中に活用されるんでないだろうか。これに条例がもう決まって、それに対しての規定があって、さてこれから申請書の中にその番号が入ってくると思います。その入ってくる番号がどこで大事なのかというと、この制度で理解ができておられるなら分かるんですが、扶養者がいて、家族がいてっていう方は分かります。独居老人、1人暮らし、そういう方がずいぶん美瑛町は後期高齢者の最高の多いところですから、そういうところから困難なところが。なぜって言うと、ある申請の中に番号が出てくる。だけど本人、老人でももう分からない。番号さえ分からない。番号って国民健康保健か何かも分からない程度の人たちがたくさんいるんですね。認知症もいるんですね。昨日ここに置いたけど今日ここで分からないっていう方にこの番号がどうしても付いてくる番号なんです。それで、そういう番号を何に必要かって言うと、ある施設の関係ではこれからこの番号の記載が出てくる欄があると思います。それで施設では預かって、この番号を開くこともできない。コピーすることもできないということなんですから、どうすれば皆さんが、この制度の番号を運用されてスムーズな形で分かっていただけっていうのを聞きたいんです。教えていただきたいっていか、2番と3番と一緒にあったんですが、今年の7月1日びえい広報から12月1日広報の中では詳しく説明がされて、毎月広報の中にこの運用の仕方、いろいろな内容書いてありました。それが読めれば理解ができます。でも、読めなくて分からないっていう方がたくさんいらっしゃいます。これは町民の声なんです。それで、いろいろな制度の中に活用される中の一つですから、もう少し分かりやすくどこかで説明がしてほしいというのが要望なんですが、説明はしていただけるんでしょうか。

○議長（濱田洋一議員） はい、休憩します。

休憩宣告（午前10時10分）

再開宣告（午前10時10分）

○議長（濱田洋一議員） はい、再開をします。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） はい、福原議員さんの方からマイナンバーの制度について説明をもっともっとすべきだということでの再質をいただきました。マイナンバーについて住民の方がいろんな戸惑いを持ったり、ある人は積極的にこのマイナンバー制度に自分も活用したいという思いを持っての方もあれば、このマイナンバー制度については私の方はあまり認識も深まってないし、考え方として非常に情報の漏洩の問題等が心配されるんだというような思いを持っての方もおられることは存じております。基本的にですね、この業務については国の法律で行われている業務であります。こういうマイナンバーの導入、言わずもがなということでもありますけれども、例えば街灯にカメラ等が付けられて、そして住民なりそこを通る方々の映像が把握されているというような状況、このことを一つ考えてもですね、しかしそういうカメラがあることによって個人の情報が非常にどんどん外に漏洩していくと。一方では、しかし災害なり事件があったときにはそういったカメラが非常に役立って解決に結びついたり、いろんな住民の生活を守るという部分での役に立つという両面性があります。もろ刃の剣ということでもあります。こういった状況の中で、このマイナンバーもやはりそういった面が強いものだというふうに思ってます。そんな中で国が導入を決定し、法律に基づいて国が運用について基本的な部分を全て管理し、市町村については法律に基づいてマイナンバー制の導入に協力せという、また役割を果たせということでもありますから、この部分を我々が簡単に国の方針について町が独自に何かこういったことをやるとかやらないとかということにはならないということをご理解いただきたいと思えます。ですから、我々はこのマイナンバーが住民の方々に周知していただいて、そして国の法律に基づき運用されるという部分について協力はいたしますし、我々もその部分についての町自体のいろんな取り組みについて常に配慮していく考え方を持っています。しかし一方でですね、町の完全な自治事務のように、例えば先ほど京屋議員さんから質問いただきました保健福祉ですとか、そういった部分に対して町が主体的に主導的に進めていくものとは種類が違いますので、この国の法律、そしてまた指針に基づいて事業を進めていく、事業に協力していくということになります。そうでなければ、住民の方々に誤解を与えてしまうという面も多々あるというふうに理解をしています。そういう思いを持って住民の方々にこのマイナンバー制度についての報告、報道、そしてまたアピール等、内容を知っていただく活動を進めているということをご理解をいただきたいというふうに思っています。いろんな住民の方の思いが

ありますので、そういった部分についてはこのマイナンバー制度の活用についてのご理解をいただき、そういう努力をそんな基本的な考え方を持って進めていきたいというふうに考えているところであります。具体的な取り組みの内容については、課長の方から少し説明を補足してもらえればというふうに思っています。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、山田住民生活課長。

○住民生活課長(山田厚誠君) はい、それでは私の方から一部補足をさせていただきたいと思っております。今月12月の12、13日に役場の方に返却された通知カードにつきましては、うちの方から文書を発送し、12、13の両日に受付を実施いたしました。今現在、約300件の交付を済ませております。残り230件ほどあります。マイナンバー制度の番号が必要な方については、この通知カードが付いてない方は電話等で問い合わせがあります。その場合にどのようにして交付できるかという説明を行っております。少しでも残数を減らすために私どもも町民に周知するなり、実施していきたいと考えております。また、保管期間についてはおおむね3か月という指示がありますが、今のところ当分の間、町で保管をしておいて連絡があった方については送付、受領できるように対応していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長(濱田洋一議員) はい、1番議員の質問を終わります。

以上で通告のあった質問については終了します。

日程第3の2 緊急質問

○議長(濱田洋一議員) ただ今、7番野村祐司議員及び9番角和浩幸議員から町職員の不祥事の発生に関して緊急質問を行いたいとの申し出があります。緊急質問に同意の上、追加日程としてそれぞれの議員について発言を許可をする、そのことにご異議はございませんか。

(「なし」の声)

はい、異議なしと認めます。したがって、7番野村祐司議員及び9番角和浩幸議員の緊急質問に同意の上、日程に追加をし、ただちに発言を許可することに決定をしました。

○議長(濱田洋一議員) 暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時17分)

再開宣告(午前10時19分)

○議長(濱田洋一議員) 会議を再開します。

追加日程第3の2、緊急質問を行います。通告順に発言を許します。

7番、野村祐司議員。

(「はい」の声)

はい、7番野村議員。

(7番 野村 祐司議員 登壇)

○7番(野村祐司議員) 7番野村祐司。質問事項、町職員の不祥事例の発現に係る再発防止とコンプライアンス態勢について。質問の相手は町長でございます。美瑛町民から信頼を受け、業務に精励していたと信じる町職員の不祥事例が発現してしまいました。誠に残念の極みであり痛切の念を抱くものであります。不祥事例は、地方自治業務を遂行するにあたっての背任や犯罪行為、個人情報流布、漏洩など多岐にわたり、事象の発生は組織全体の信頼の失墜に加え、日常業務における事務リスクは精神的苦痛のほか有形、無形に及んで来るとされ、信頼の回復には相当の時間的負担を要するとされています。不祥事発生における信頼の回復に向けて、不誠実な対応は町民の皆さんに不安や疑念を増幅させるものであり、再発の防止に向け真摯な取り組みを切望するものであります。過去に不祥事例を起こした企業や組織の多くは、社会から批判の目に晒され、損ねられた信頼の回復には多大な労力を費やしているのが現状であります。早急な要因分析の上、一刻も早い信頼の回復に組織一丸となった取り組みを求めるものであります。なお、再発の防止に向け、次の事項について町長の所見を伺います。

1、不祥事防止に向けた綱紀粛正、自治体職員のコンプライアンスの現状と内部牽制について。

2、日常業務における契約、査定、検査、許認可権限、現金授受を有する部門職員の配置転換はどのような基本方針で対処されているのか。

3、不祥事の未然防止に向けた内部統制と倫理や規範を前提としたコンプライアンス態勢については、今後どのような考えで取り組むか。

4、内部牽制を意識したヘルプライン、公益通報者保護法による内部通報制度でございますが、この現状について。

5、信頼回復と再発防止に向けたアクションプログラムについて、今後どのように講じていくか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 7番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

はい、浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 職員の不祥事に関わる緊急質問を2名の議員さんにいただくことになりました。大変理事者として責任を痛感しているところであり、その思いを持ってご答弁を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

7番野村議員よりの教職員の不祥事例の発現に係る再発防止とコンプライアンス体制についてであります。このたびの職員の不祥事につきましては、町営住宅の入居者をはじめ、町民の皆さま、そして関係各位の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしましたことに対し、心より深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

議員ご指摘のとおり、職員は町民の信頼のもと日々業務を遂行しており、その中でこのような事件が発生し、これまで築き上げた信頼を一瞬にして失ったことは大変残念であり許し難い行為であります。私は、町長に就任してからもまちづくりを進めるに当たり、まずは職員の資質向上が最も重要なことと考え、誰からも信頼される職員として時代の変化や住民ニーズを適確に捉え、住民福祉の向上と活性化等に取り組む職員の育成に努めてきました。結果として、人として絶対に犯してはいけない不祥事を招いたことについて、職員一同、改めてこの不祥事に対し誠実に向き合うことが重要なことと考えており、失った信頼の回復に役場職員一丸となって誠実に日々の業務に向かい合うことが重要なことと考えております。

以下、ご答弁を申し上げます。

1点目の不祥事防止に向けた綱紀粛正、自治体職員のコンプライアンスの現状と内部牽制についてであります。職員の正直な気持ちとしては、驚きと役場組織全体に対する許し難い裏切りであり、職員全体で厳粛に受け止めているところであります。

先般全職員を対象とした階層別、係、係長職、管理職、職場研修、集会を実施したところであります。その中で、今回の不祥事に対する背景や原因、未然防止策、日々の業務、職場内の環境、内部牽制などさまざまな角度から職員個々で考え、信頼回復に向けたこれからの姿勢などを共有するとともに、今後もこのような研修の場を設けるよう確認をしたところであります。

いずれにしても、今回の不祥事に伴い職員が内向きに走り、結果として行政を停滞させることがないように、しっかり総括し職員一丸となってそれぞれの職責を誠実に遂行することが重要と考えております。

2点目の部門職員の配置転換についてであります。役場組織は一般職と専門職、土木、建築、保健師、保育士及び技能職に区分されております。議員お尋ねの契約や査定などの各種業務は、全ての部署で大なり小なり所管しており、行政という仕組みの中で職種をもって区分することは不可能なことであります。したがって、通常の人事異動ということでお答えをいたしますが、専門職及び技能職は基本的には昇格などによるその分野での異動を基本としており、一般職、事務職は、おおむね3年程度を目安に異動、配置転換対象としております。

3点目の不祥事の未然防止に向けた内部統制と倫理や規範を前提としたコンプライアンス態勢についてであります。職員には採用年から町村会をはじめ各機関主催の階層別研修、初級、中級、管理職、アカデミー等で地方自治、地方公務員制度、法律の基礎等の研修を繰り返し受講させておりますが、未然防止に向けた研修にはより一層取り組むとともに、今回の事案を踏

まえ職場内に職員が気軽に相談できる相談窓口を総務課職員係に設けるなど、職員の精神面へのケアに取り組むことといたしました。

4点目の内部牽制を意識したヘルプライン、公益通報者保護法による内部通報制度の現状につきましては、まさにコンプライアンスの基本であると考えております。

5点目の信頼回復と再発防止に向けたアクションプログラムについては、今までのご答弁で申し上げましたが、具体的には、1点目として職員教育の徹底、2点目として先ほども申し上げましたが相談窓口の開設、3点目として戸籍年金係を除く、各課窓口での収入手続きを廃止し会計課への一本化、4点目としては現金取扱員の制限、5点目として財務会計システム調定決議書等の取消処理のマニュアル策定、6点目として会計管理者による財務会計システム取消状況の確認業務の追加などを今月8日から実施しております。

以上、ご答を弁申し上げます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 再質問をさせていただきます。いわゆるインターネットを通じて職員の皆さんも聞かれていますので、ここでは今の答弁にしたがって私の思いも若干述べさせていただきますと思っております。このような質問をすると非常に私も辛いところでありますけど、町長はもっと辛いと思いながら質問をさせていただきますが、いわゆる今言うコンプライアンスというのは法令遵守ですとか、規律規範を守ることになっておりますが、言葉としてはずいぶん使われているんですが、最近では分かりやすく言えば、しては駄目なことはしたら駄目なんだよってという単純なことなんです。そうでありますから、今後に向けては町長の答弁にありますように、今失った信頼を一刻も早く回復するというのは同じ思いであると思っておりますけど、これからまた納税事務が来ますし、いろんな納付もありますので、そこでやはり町民の皆さんに向けてきちんと信頼回復をして、組織も立て直しをしてきちんとしていくと、このようなことでございます。基本的には、町長ももちろん職員を信じて仕事をしてもらっていると思っておりますので、いわゆる性善説の上で仕事というのは成り立っていると思うんですけど、こういう不祥事が起きた場合についてはどうしても今度性悪説に頭を切り替えていかなきゃならんと、こんな仕組みになってきます。どうしてもこのコンプライアンスに違反した場合には、他の企業や組織でありますけど、どうしてもマスコミの制裁を受けたり批判を受けたり、あるいは報道の厳しい制裁を受けたりということで、それぞれ信用も失墜してしまう。こんなことがありますので、この取り扱いについては本当に一丸となってやっていただきたいと思っておりますし、この不祥事例が発生するということは、いわゆる内部牽制機能が、内部の管理体制が不十分であったのというふうに問われてまいりますので、特に私が言いたいのは、不祥事については起きたら的確に処理をする、こんなところではなくてですね不祥事は発生さ

せない。というような職場の風土づくりが必要だということでもありますので、特にこの辺についても非常に難しいとこでありますけど、求めるものであります。もう既に階層別研修を行っているというようなことでもありますけど、これは1回に限らず、この事例というのは再発しやすいと、こういうようなこともありますので、油断したらまた再発してしまうということがありますので、この辺については継続的に定期的に行っていただきたいと考えているところでございます。この答弁書にありますように、やはり1番私としては危惧してるのは、内向きに仕事になってしまって発想力が落ちてしまう。ではなくてですね、やはり職員の皆さんももう少しこれはこれできちんと現状分析をそれぞれしていただいて、それぞれ資質を高めてもらう、町民サービスを高めてもらうというようなところでお願いをしたいと思っております。私としては、こういう事例が起きて非常に残念なんですけど、一刻も早く信頼回復をして労働生産性を上げてもらいたいと考えているところでございます。

それから2点目でそれぞれ配置転換のこと答弁いただきましたが、許認可権限のところについては非常に専門職であるから難しいということでもありますけど、裏返して言えばどうしてもそこでまた不祥事が発生しやすい、こういうことでもありますので、他の金融機関ではいろいろ手法でもありますので、職場離脱をするですとか、無通告で職場離脱をさせるですとか、あるいは内部異動するとか、そんないろんな工夫をしておりますので、そういったところもこれからまたいろんなコンプライアンスのアドバイスを受けると思いますが、そういったところも念頭に置いて対応していただきたい。

それから3点目の不祥事の未然防止ということもございますが、これももちろん大事なことでもあります。私としては、組織体制がどうであるかということでありまして、町長あるいは副町長がトップになって、いわゆるリスク管理委員会と言いますか、コンプライアンス会議を常時設けて、そこで弁護士あるいはコンプライアンスアドバイザーというのがいるんですが、こういう人たちから常時専門的な知識を受けて、日常的に監視をしていくというようなことを大切に考えています。いわゆるコンプライアンスマインドを高めるということでもありますので、これらについても特に検討いただきたいと思っております。それから、職員の精神的ケアということでもありますので、その窓口も設けるということでもありますので、今ご存じのようになどこの企業もそうでもありますけど、心の病というのは非常に悩ましい問題で、どこの組織も持っておりますので、これについても十分な対応をお願いしたいと思っておりますのでございます。

それから4点目のヘルプラインでございますけど、これが平成16年にこの法律が、過去いろんな企業と言いますか、金融機関の不祥事があってできてしまったんですが、大企業としては一番嫌がっていた法律というふうに聞いておりますけど、内部広報でありますから大事なものは、ここでも大事だというふうな答弁いただいておりますけども、ヘルプラインがあるよと。

ここにヘルプラインを、内部から告知をしないというようなことが非常に大事でありますので、ヘルプラインの担当者は誰であるのかというようなところも重要なことというところがございます。

それから5点目でございますけど、現金を扱わないと。これはもう時代の流れになっておりますので、そのような対応をするということでもありますので、ここではどうしても財務会計システムまでやられちゃったら、なかなか管理者はですね不祥事例の発見というのが難しくなってしまうというのは通例でありますので、これについてはもちろん決裁による内部牽制というのはもちろん重要であるんですが、これらについてはもちろん管理職の皆さんにも決裁権限、あるいは管理監督をきちっとしてもらいたいという思いはありますけど、それぞれ不祥事発生については証拠がありますので、例えばギャンブルですとか多重債務ですとか、それから不要な投機に走ってるですとか、それから高級な車を買ってしまうとか、それから反社会的勢力の人と付き合ってるとかいろいろな兆候がありますので、これは事前につかまえてきちんと小さな芽のうちに摘んでももらいたいと考えております。いずれにしても、この事例の発生というのは私も、もちろん町長も町民の皆さんも胸を痛めてる問題でありますので、この答弁にももちろんありますが、信頼回復に全力を上げて取り組みを求めるものであります。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 各点で具体的なご指摘をいただきました。町民の方々への失った信頼をどう取り戻すかということ、事件が発生してということでそういった部分の信頼を損ねた部分について再度我々も襟を正してしっかりと業務の見直しをし、また組織体制の見直しをして町民の方々への適切なサービス提供、また信頼できる行政組織を確立していくという思いをもって答弁をさせていただきました。各具体的な部分については今後検討させていただいてということで、今回具体的な内容で、こういう内容で進めてるということでありますので、必要な部分等またご指摘をいただけるような部分等ありましたらよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っています。先ほどの情報関係のナンバー等の問題もそうでありますけども、いろんな社会的、また技術的なこと等、社会が広がりを持ちつつあります。そういう中で地方自治体の運営という部分も、これはもう地方自治体ばかりでなくて各企業なり個人でもそうありますけども、いろいろとこれまでと違った配慮をしながら生きていく、また組織を運営していく、また事業を進めていくということが必要になってきている、その部分も今後十分に配慮しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っています。具体的な部分については、今後また我々も活動等を進め、またご質問等、町民の方々からこれはどうなってるんだというようなことについて説明責任を果たしながら取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) はい、野村です。いわゆる住民サービスの最前線にいる方は職員でありますから、私は1日も早い信頼回復の中で業務が精励できるというような体制になることを望みながら質問を終了させていただきます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい。今回の不祥事で私自身が町民の方々の信頼ですとか、行政運営の課題とか、いろいろ責任を痛感しているところでもありますけども、その一つの中に若い職員をしっかりと育て上げることができなかつたという思いが強くあります。組織として、議員から先ほどなぜそういう若い職員の状況を把握しながら未然に対応することができなかつたのだろうか。これは明らかに組織上の問題の部分も多いというふうに判断してますので、そういった人間関係とか人を育てるといような部分、職員の方にもそういった目を向ける部分をさらに強化して、また一方では厳しくするばかりでなくて幅広く職員が活躍できる、そういう現場づくりに取り組んでいきたいというふうに思ってます。以上であります。

○議長(濱田洋一議員) 以上で7番議員の質問を終了します。

11時まで休憩します。

休憩宣告(午前10時41分)

再開宣告(午前11時00分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

次に、9号角和浩幸議員。

(「はい」の声)

はい、9号角和議員。

(9番 角和 浩幸議員 登壇)

○9番(角和浩幸議員) それでは、休憩前の野村議員のご質問に続きまして私からも質問をさせていただきます。9番、角和浩幸。職員不祥事の発生について。質問の相手は町長でございます。質問の要旨、本町男性職員が町営住宅敷金約40万円を着服していたことが明らかになりました。公金着服という由々しき事態の発生を、町民は大きな驚きと衝撃をもって迎えました。今回の不祥事が行政に寄せる町民の信頼を失墜させたことは言うまでもありません。

一刻も早い信頼回復が求められていますが、その実現のためには責任の所在、原因の追究を徹底することから始めなければなりません。つまり、職員個人の資質の問題として済ませるのではなく、町長を先頭に全職員が我が事であるという自覚の下での検証作業が不可欠であると思います。その観点から次の3点について町長の考えをお伺いします。

1つ、高い倫理意識と公務員としての自覚をもって職務にあたるべきことは言うまでもありませんが、町長として日ごろから職員に対し、どのような指導、教育をされてきたのでしょうか。

2、職員のストレスや生活不安などが不祥事の起因になる恐れもあります。職員ケアの向上、風通しの良い職場環境づくりについてどのようにお考えでしょうか。

3つ目、今回の不祥事に対し、すでに処分が決定しました。処分内容の軽重については、さまざまな考え方がありますが、それぞれの処分結果になった判断理由についてお尋ねいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 9番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 職員不祥事についての緊急質問、角和議員よりの質問に答弁を申し上げます。野村議員の質問では申し上げましたが、このたびの職員の不祥事につきましては町営住宅の入居者をはじめ町民の皆さま、関係各位の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしましたことに対し改めて心よりお詫びを申し上げるところであります。将来ある若い職員がいかなる理由があっても、このことによって役場職員としての将来を終わらせたことは誠に残念でなりません。当然議員が言われるまでもなく、職員個人の問題として済ませるものではなく、役場全体でしっかり受け止め反省し、今後の行政運営に生かしていかなければならないと考えております。

1点目の職員に対する町長として指導、教育についての質問であります。先ほどの野村議員の質問で答弁をしたとおりであり、各種職員研修を積極的に行うとともに官民間わずさまざまな人々との交流の機会を設けるなど、画一的な職員を育てるのではなく、いろんな角度から行政を捉えることができる職員の育成に取り組んでまいりました。

2点目の職員のケアの向上、風通しの良い職場環境についても、野村議員の質問でお答えしたとおり再発防止策の中で最も重要な対策と考えているところであります。まず、先般の階層別職場研修の中で、管理職は日ごろから自由に会話できる職場環境づくりについて改めて再確認するとともに総務課職員係に相談窓口を開設し、職員の精神的ケアに対応することとしたところであります。

3点目の処分結果の判断理由につきましては、職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する規定第4条に基づき、町長は懲戒処分等を決定する場合には、美瑛町職員懲罰審査委員会に意見を求めるとともに別に定める職員の懲戒処分等に関する指針、平成18年12月8日決定に基づき総合的に判断をし処分を決定するものとなっており、今回の処分につ

きましてもこの手続に基づき決定したものであります。処分の量定については、美瑛町職員懲罰審査委員会が審査、決定した結果報告を踏まえ決裁をいたしたところであります。以上、ご答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、9番角和でございます。今回の件に関しましては、議会としましても議員全員が大変重く受け止めているところでございます。町執行者、職員の皆さま方におかれましても厳正なる対処、そして全庁を挙げての信頼回復の取り組みに取り組めますよう重ねて申し述べさせていただきます。ただ今、野村議員との間で大変詳細なやり取りが行われました。町が今後の信頼回復について具体的な取り組みを進めるという姿勢が見えてきたと理解しております。私からは1点、町の最高責任者である町長の思いについてお尋ねをさせていただきます。今回の件をめぐりましては、管理監督責任が町長にありであるということでは免れないわけでございます。そのことを受けまして、町長は減給1か月10パーセントという処分を自らに課す形で責任をお取りになりました。その減給の度合いが多い少ない、そういうようなことは、ここでは論じません。自ら責任を取られるということにつきまして、今回の責任についてどのようにご認識を持たれているのか、まずその点についてお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 町長としての責任ということではありますが、これはもう最高責任者としての行政運営の位置にあるわけでありますから、その立場として責任を感じていると、全体的な責任を取るという考え方であります。減給の部分等につきましては、事例等を十分に判断をしていただきながら委員会等にもご相談申し上げ決定をしてきたということでご理解をいただきたいというふうに思います。役場の職務で私のような人間が町長として就任させていただいて、やはりいろいろ思いはあるわけでありますけれども、組織運営の中で非常に一つ大きな要素があるというふうに判断をしています。要するに、例えば企業とかそういった部分につきましては、企業が社会的に役割を果たしながら存続をしていくという上では明確な基準があります。これは、それが良い悪いは別として企業が存続していく上ではそういったことが必要になってきます。一方で、行政運営という部分につきましてはそういった基準というものが非常に違うという部分があり、またその基準がいろんな幅広いものがあるというふうに感じています。そういう多くの基準を持ちながら組織運営する上では、非常に1点1点それだけで関わるばかりでなく、いくつもの部分を配慮して運営をしていく、そういったことが必要になっていきます。ですから、議員の各位からも町長は少しワンマンだとか、町長は職員をどういうふうに使っているんだとかっていろいろ議論がありますけれども、町長として責務を果たす以上は職員に

組織に埋もれたり、職員に好かれるそういう人間であるということを目指してはいけないというふうに常日ごろ思っています。そういう部分では今後、役場体制の運営の中で管理職にあたる者のそういった方々にも、ただ輪を持って仲良くやればいいんだということではなく、本当に必要なことを言い合い、そして若い人間に指示できる、そういう体制を構築することがやはり今後の一つの内部の大きな課題だというふうに判断をしています。なかなかこういった部分ができずにいましたけども、だんだん確立はされてきてますけども、今回の不祥事を機にそういった組織体制のあり方をしっかりと見直していくべきだというふうに判断をしています。町民の方々といろいろな議論の中から、また意見交換の中から、役場運営がさらにまた町の発展に結びつくような、そういう運営をしていくべきと私も反省をし、そしてまた帯をしているところでありますので、どうかよろしくお願い申し上げるところであります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、一般論でございますけれども、以前もご指摘させていただきましたが、町長多選を繰り返しますと一般論では組織が硬直化するというふうに言われております。なるべく風通しのいい組織づくりを期待しますし、また先ほど野村議員がおっしゃりましたけれども、不祥事が発生したら対処するのではなくて、不祥事を発生させない。そのような組織づくりに向けて全庁挙げて取り組まれることをご期待申し上げます。今回の件は、あまねく広く公務に携わるものとして全てのものが自戒しなければいけないと受け止めております。そういう意味では、議会議員も自戒の意味を込めて受け止めるべきであろうと思っております。今後の信頼回復に向けて、改めてですけれども町長のご決意をお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 議員から多選になればそういうことが起こりやすいんじゃないかと、硬直化というお話もありましたけれども、私はそういうふうな考え方はしておりません。やはり組織運営というのは時間を掛けて、時間を掛けてしっかりと体制をつくっていく。また、町長としての責務をしっかりと果たすべく、いろいろな関係性を強めていながら町の発展に努めていく、これは私は何も悪いことではないというふうに考えております。不祥事が発生するという事等につきましては、これはやはり発生をさせないということが基本でありますから、議員ご指摘のとおり我々もこういう発生をしないように取り組みを進めていきますが、しかし、一切発生しないということを断言できるものではありませんで、これはやはり不祥事が発生したときにはどういう対応ができるか、いかに不祥事が大きなものにならないで対応することができるか、それも組織の能力だというふうに思ってますので、今後そういった取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（濱田洋一議員） これで9番議員の質問を終わります。以上で申し出のあった緊急質問を終わります。

日程第4 議案第1号 美瑛町行政不服審査会条例の制定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第4、議案第1号、美瑛町行政不服審査会条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の1頁から4頁になります。本条例の制定につきましては、行政不服審査法が平成26年6月に改正され、より公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、地方公共団体等に審査請求があった際、地方公共団体以外のもので構成する第三者機関へ諮問し、答申を経た上で審査請求人に対し採決することとなります。この第三者機関の設置について本条例を制定するものでございます。また、本条例制定に伴い、美瑛町情報公開条例、美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町職員の給与に関する条例並びに美瑛町固定資産評価審査委員会条例の関連規定についての文言も本条例の附則にて整備するものでございます。実施時期は、行政不服審査法が施行される日からとなります。最初に議案条文を朗読し、その後、条例制定の要旨及び規定内容などについて説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例制定の要旨によりご説明をいたしますので、資料の1頁をお開きいただきたいと思っております。1番目の条例制定の要旨でございますが、ただ今冒頭でご説明したとおりであります。

次に2番目の制定概要になります。本条例は、第1条の趣旨から第8条の罰則までの全8条から構成されております。第1条では、趣旨について規定しております。第2条では、審査会の設置について規定しております。第3条では、審査会の組織について規定をしております。第4条では、審査会委員について規定をしております。第5条では、審査会の役員及び役員の権限について規定をしております。第6条では、会議について規定をしております。第7条及び第8条では、雑則及び罰則について規定をしております。

議案に戻ります。2頁の附則になります。施行期日、第1条、この条例は法の施行の日から施行する。以下、第2条から4頁、第8条までの朗読は省略をいたします。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。議案第1号に対する総括質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第4、議案第1号については、総務文教常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることと決定をしました。

日程第5 議案第2号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に
係る利用者負担に関する条例の制定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第5、議案第2号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の制定についての件を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては5頁から12頁になります。資料につきましては10頁になります。子ども子育て支援法の制定に伴い、支給認定を受けた子どもが幼稚園、保育所などの特定教育、保育施設及び家庭的保育事業、小規模保育事業など、特定地域型保育事業等を利用する場合の利用者負担につきましては、国が政令で定める額を上限として市町村が新たに認定区分ごとに規定する必要があることから本条例を制定するものであります。本町におきましては、町内の私立幼稚園が子ども子育て支援制度の施設型給付に移行するか未定であったことから、暫定的に保育所及び地域型保育事業の利用に係る利用者負担を規則において規定していたところでございますが、平成28年度から町内の私立幼稚園が子ども子育て支援制度の施設型給付に移行する予定であることから、幼稚園の利用に係る第1号認定を受けた子どもに係る利用者負担額を含めて、新たに特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例を制定するものであります。最初に議案を朗読し、その後、条例制定の趣旨及び規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例制

定の趣旨によりご説明をさせていただきますので、別冊資料の10頁をお開き願います。1の制定趣旨につきましては、前段説明したとおりでございますので説明を省略させていただきます。

2の制定概要につきましてご説明を申し上げます。本条例は、第1条の趣旨から第6条までの全6条で構成されております。条例の概要につきましては、第1条では本条例の趣旨を規定しております。第2条では、本条例において使用する用語を規定しております。第3条では、本条例において支給認定を受けた子どもが、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に係る利用者負担額を規定しております。第4条では、利用者負担額の徴収について規定しております。第5条では、利用者負担額の減免について規定しております。第6条では、規則への委任を規定しております。以上で資料の説明を終わります。議案集の6頁にお戻りください。6頁の下から2行目の附則からになります。附則、この条例は公布の日から施行する。以下、別表の朗読は省略させていただきます。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。議案第2号についての総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第5、議案第2号は、総務文教常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査としたいと思ひます。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることと決定しました。

日程第6 議案第3号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

○議長(濱田洋一議員) 日程第6、議案第3号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、小杉保健福祉課長。

(保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇)

○保健福祉課長(小杉昌敏君) 議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては13頁から36頁になります。資料につきましては11頁から16頁になります。子ども子育て支援制度におきまして、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つのタイプの事業が、市町村の認可事業として位置付けられたところであります。これら家庭的保育事業等の設備及び運営基準は国が省令で定める基準を踏まえ、各市町村において条例で規定することとされており、これらの事業についての設備及び運営に関する基準を定めるため本条例を制定するものであります。また、本条例における事業につきましては、本町の実情に国の基準と異なる内容等を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準と同様の内容において本町の基準を定めるものであります。なお、町内におきましては該当の事業はございません。最初に議案を朗読し、その後、条例制定の趣旨及び規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例制定の趣旨によりご説明をさせていただきますので、資料の11頁をお開き願います。1の制定要旨につきましては、前段説明したとおりでございますので省略させていただきます。

2の制定概要につきましてご説明を申し上げます。本条例は、第1条の趣旨から第49条までの全49条で構成されております。条例の概要につきましては、第1条では本条例の趣旨を規定しております。第2条、第3条では、最低基準の目的と最低基準の向上について規定しております。第4条では家庭的保育事業者等の責務について、第5条では家庭的保育事業者等の一般原則について規定しております。第6条から資料12頁となります。第6条では連携する保育施設の確保について、第7条では災害に備えた設備、訓練について、第8条では職員の一般的な要件について、第9条では職員の知識及び技能の向上等について、第10条では他の社会福祉施設等を併設する際の設備及び職員の基準について規定しております。第11条では利用乳幼児の平等な取り扱いについて、第12条では虐待等の禁止、第13条では懲戒に係る権限の濫用禁止、第14条では衛生管理等について、第15条では食事の提供について、第16条では食事の提供の特例について、第17条では利用乳幼児及び職員の健康診断について規定しております。第18条から資料の13頁となります。第18条では運営規定について、第19条では備える帳簿について、第20条では秘密保持等について、第21条では苦情への対応方法等について規定しております。第22条から第26条までは、家庭的保育事業の設備基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡について規定しております。第27条では、小

規模保育事業の区分について規定しております。第28条では、小規模保育事業A型の設備基準について規定しております。第29条から資料の14頁となります。第29条、第30条では、小規模保育事業A型の職員準用規定について規定しております。第31条、32条では、小規模保育事業B型の職員準用規定について規定しております。第33条から第36条までは、小規模保育事業C型の設備基準、職員、利用定員、事業規定について規定しております。第37条から資料15頁となります。第37条から第41条までは、居宅訪問型保育事業の内容、設備及び備品、職員、連携施設、準用規定について規定しております。第42条では、事業所内保育事業の利用定員について規定しております。第43条から第46条までは、保育所型事業所内保育事業の設備基準、職員、連携の特例、準用規定について規定しております。第47条では、小規模型事業所内保育事業の職員について規定しております。第48条から資料の16頁となります。第48条では小規模型事業所内保育事業の準用規定について、第49条では規則への委任を規定しております。附則第1条は施行期日を、附則第2条は食事の提供に関する経過措置を、附則第3条は連携施設に関する経過措置を、附則第4条は小規模保育事業B型等に関する経過措置を、附則第5条は小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を規定しております。以上で資料の説明を終わります。議案集の32頁にお戻りください。32頁中段ほどの附則になります。附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。附則第2条から附則第5条及び別表についての朗読は省略させていただきます。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。議案第3号についての総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第6、議案第3号は、総務文教常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることと決定をしました。

日程第7 議案第4号 美瑛町白金クレー射撃場条例の制定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、議案第4号、美瑛町白金クレー射撃場条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、今瀧文化スポーツ推進室長。

(文化スポーツ推進室長 今瀧 毅君 登壇)

○文化スポーツ推進室長(今瀧 毅君) おはようございます。議案第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の37頁から41頁になります。資料につきましては17頁から18頁になります。従来、美瑛猟友会が運営する白金クレー射撃場は、観光地である青い池から近く、観光客等への安全対策の問題や今後かわまちづくり事業に係る整備計画もあることから、今年度、旧白金タイガーパーク跡地に新たに施設を整備したものでございます。今後、スポーツとしての射撃の振興を図るとともに、適正な鳥獣の管理に寄与する人材の育成と上川地区など広域での有害鳥獣の駆除に資する施設とするため、施設の管理運営について条例を制定するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、条例制定の目的及び規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料によりご説明をいたしますので、資料の17頁をお開きください。1の制定要旨につきましては、前段ご説明いたしましたので省略をさせていただきます。また、2の施設の概要及び3の施設の管理運営につきましても朗読を省略させていただきます。

4の制定概要についてご説明申し上げます。本条例は、第1条の目的から第17条の施行規程までで構成されております。第1条では、本施設の目的を規定しております。第2条では、名称及び位置を規定しております。第3条では、本施設で行う事業につきまして規定しております。第4条では、開場時間及び休場日を規定しております。第5条では、使用許可について規定しております。第6条から第8条までにつきましては、使用料、使用料の減免、使用料の返還について規定しております。第9条から次の頁の第11条までにつきましては、使用許可の制限、使用許可の取り消し等、目的外使用等の禁止について規定しております。第12条では、行為の制限を規定しております。第13条から第15条までは、現状回復、取り消し等による損害の責任、損害の賠償について規定しております。第16条では、本施設の管理の代行等について規定しております。第17条では、規則への委任を規定しております。附則の第1項は、施行期日を定めております。附則の第2項は、事前の準備行為について定めております。資料の説明を終わりました、議案集の40頁にお戻りください。下段から6行目になります。附則、施行期日、第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。以下、第2項及び40頁の別表の朗読は省略させていただきます。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。議案第4号に対する総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第7、議案第4号は、産業経済常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は産業経済常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

日程第8 議案第5 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第8、議案第5、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長（石井典夫君） 提案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の42頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は、資料の19頁から20頁になりますのでご参照願います。今回の条例改正は、今回発生いたしました職員の不祥事を受け、町長及び副町長の給与について平成28年1月分の支給について1割削減するため、条例の一部を改正するものでございます。実施時期は平成28年1月1日からとなります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町特別職の職員の給与

等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱田洋一議員） 日程第9、議案第6号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、古本税務課長。

(税務課長 古本 彰君 登壇)

○税務課長（古本 彰君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては43頁から49頁、条例改正要旨は資料の21頁から22頁、新旧対照表につきましては資料の23頁から33頁までになります。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い美瑛町税条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、地方税法等の改正により地方税法総則に定める猶予制度について見直しが行われ、法律に条例委任事項が設けられたことから、徴収猶予に係る徴収金の分割納付等の方法などについて規定を新たに設けるものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明をさせていただきます。資料の21頁になります。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する条番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表は、資料の23頁から33頁までになりますのでご参照願います。改正の概要につきましては、地方税法等の改正により地方税法総則に掲げる猶予制度について、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しが行われ、市町村の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから規定を新たに設けるものです。徴収猶予に係る徴収金の分割納付等の方法については、徴収金を分割して納付する方法について規定を新たに設けるものです。徴収猶予の申請手続き及び申請による換価の猶予の申請手続き等につきましては、それぞれ申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について規定を新たに設けるものです。職権による換価の猶予の手続き等については、市町村の必要に応じて提供を求めることができる書類について規定を新たに設けるものです。担保の徴収基準につきましては、担保の徴収を不要とする基準について猶予に係る金額、期間、その他の事情を勘案した規定を新たに設けるものです。その他といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例の条文の整備及び地方税法等の一部改正により関連規定を整備するものでございます。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。この条例がですね可決されて施行されることになりますと、この条文の後半に（2）にその他の項がありまして、番号法の利用に関する法律の施行に伴う条文の整備という項目がありますね。①、②もそうですけどね。そうしますと、もしもですよ、今日いろんな番号法に対する不安、疑問が広がっている中でですね、その書類に番号を記載しないという町民も出てくるのではないかと予想されますが、そういった場合の対応はどのように考えてますか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、古本税務課長。

○税務課長（古本 彰君） 番号法等に関するご質問で、番号を記載しない方がいた場合の対応ということになります。その場合なんです、これは番号法に基づく規定の中で地方税法に関する賦課徴収、あるいは地方税法に係る調査関係について、番号法に規定しています個人番号を記載することになるということになります。それで今の言われているのは、地方税法の部分とはちょっと別になりますが、確定申告などで個人番号を記載することが今後出てくることになるんですが、税務署等の考えで今言われているのが、個人番号は基本的には書類の中に記載していくことになるんですが、その場合にももしも個人番号を記載しないで確定申告書を提出するような方があった場合に、個人番号を記載していないから受付をしないということにはならないというふうに今現在は言われています。ただ、その場合でも市町村で確定申告を受けることも出てくるわけですが、そうした場合に個人の個人番号を記載しない方については、個人番号を記載してくださいというふうにこちら側としてはお願いすることになりますが、その場合でも個人番号を記載しないということであれば、その状況をメモ的なものを付けたような状態で、それを添付して申告書を税務署の方に提出するというようなことになってくるかと思えます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。実はですね、この番号法が国会で論議されて可決されたんですけども、その後ですねいろんなさまざまな民間の団体が、政府にこれは延期だとか、中止だとかという要望が今現在もあります。その中で全国中小業者団体連絡会、全中連というんですけども、全中連が制度の実施、制度というのは番号法ですね、延期、中止を

求めたんですけども、その話の中で共通番号の記載がなくても書類は受け取りますかという質問を出したんですね。そうしたら、内閣府は記載がされてなくても書類は受け取ると。そのために業者、従業員には不利益はないということを言ってるんですね。国税庁も同様です。同じ答え言ってます。厚生労働省、言っております。ですから、ここに条文に書かれたということはあるけれども、運用上はですね不利益を被らないと、記載がなくても。そういう認識でよろしいわけですね。再度お願いします。

○議長（濱田洋一議員） 休憩します。

休憩宣告（午前11時52分）

再開宣告（午前11時53分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、古本税務課長。

○税務課長（古本 彰君） 今の中村議員の質問なんですが、国内の中でそういう団体等が、団体と国民も含めてこの番号法に対して、まだ整備不備だというようなことで法律の中止、あるいは延期ということを求めているというご質問ですが、

○議長（濱田洋一議員） 休憩します。

休憩宣告（午前11時54分）

再開宣告（午前11時54分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

答弁続けてください。

○税務課長（古本 彰君） あくまでも今回の条例改正につきましては、法律の施行に伴いまして条例で必要な部分を整備するということでの条例改正をお願いしているものですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程第9、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱田洋一議員） 午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時55分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

日程第10、議案第7号、町税の減免に関する条例の一部改正についての件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、古本税務課長。

（税務課長 古本 彰君 登壇）

○税務課長（古本 彰君） 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては50頁から51頁、条例改正要旨は資料の34頁、新旧対照表につきにつきましては資料の35頁から37頁までになります。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い町税の減免に関する条例の一部を改正するものであります。改正の概要につきましては、地方税法等の改正により町税の減免に関する規定について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る個人番号または法人番号等の規定の整備を行うものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明させていただきますので、資料の34頁をお開き願います。なお、文末の括弧内は、それぞれ該当する条番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表につきましては、資料の35頁から37頁になりますのでご参照願います。初めに、町税の減免申請についてですが、町税の減免を受けようとするものの減免申請書の記載事項の条文を整備するものです。身体障害者等に対する軽自動車税の減免、社会福祉法人等に対する軽自動車税の減免及び特別土地保有税の減免につきましては、それぞれ減免を受けようとする場合の申請書の記載事項の条文を整備するものでございます。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第7号の件を採決します。議案第7号、町税の減免に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

○議長(濱田洋一議員) 日程第11、議案第8号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、山田住民生活課長。

(住民生活課長 山田 厚誠君 登壇)

○住民生活課長(山田厚誠君) それでは、議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては52頁になります。美瑛町手数料徴収条例の一部改正についてご説明を申し上げますが、改正の要旨及び新旧対照表は、資料の38頁から39頁になりますのでご参照願います。それでは、条例の改正要旨についてご説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳法で規定されている住民基本台帳カード関係条文が削除されたことにより、美瑛町手数料徴収条例の一部を改正するものです。それでは議案を朗読し提案といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町手数料徴収条例の

一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第12、議案第9号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、小杉保健福祉課長。

(保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇)

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては53頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の40頁から42頁になります。今回の条例改正につきましては、子ども子育て支援制度において現行のへき地保育所において、子ども子育て支援法に基づく支給認定と利用者負担額を市町村条例で定めることなどを条件に、経過措置として特例地域型保育給付費の支給対象とされたことから、現在の美瑛町へき地保育所条例を一部改正し、国が政令で定める額を上限として階層別に利用者負担額を定めるとともに関連する字句の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第9号の件を採決します。議案第9号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 美瑛町障害者福祉サービス事業所の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第13、議案第10号、美瑛町障害者福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては54頁から55頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は資料の43頁から45頁になります。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を実施するために設置する美瑛町障害福祉サービス事業所の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とし、平成12年に1事業所を設置していたところでありましたが、このたび栄町3丁目の町所有の建物を改修し、新たに障害福祉サービス事業所として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「はい」の声）

2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。今回、美瑛ダイセンターすずらん、にこにこファクトリー、これは新しいにこにこファクトリーの方は新しい名称が変わったわけですが、この30名と20名の定員は、これまでの実質的な実態と同じ数なんでしょうか。それと、この2つの施設のご要望があると思うんですけども、そういった数字とは合致してるんでしょうか。2点伺います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、小杉課長。

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 2事業所の事業定員ということでございますけれども、定員数

につきましては、現在もデイセンターすずらんにつきましては30名定員。もう1つ、にこにこファクトリーでございますけれども、現在は丘のまち停車場ということで事業をしておりますけれども、こちらの方も現在20名ということで定員については変わってございません。これらにつきましては、それぞれの事業所の方からの話で、今後定員については特に変更する予定はないということで聞いておりますので、同じ定員で条例を制定してございます。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第10号の件を採決します。議案第10号、美瑛町障害者福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

はい、挙手全員であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第15 議案第12号 平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（濱田洋一議員） 日程第14、議案第11号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第15、議案第12号、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第11号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は56頁から69頁になります。初めに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の62頁をお開き願います。歳出になります。第1款議会費、第1項議会費、補正額20万円の追加で

ございます。議会運営事業、慶弔費等の増に伴う交際費の追加でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額369万7千円の追加でございます。まず、一般管理事業でございますが、嘱託職員報酬の追加でございます。車両管理嘱託職員の一月分の追加でございます。14万5千円。それから、特別職の旅費でございますが、中央等の出張の増に伴う追加でございます。59万5千円。通信運搬費、これにつきましては、ふるさと納税の件数増による郵便料の追加でございます。112万7千円でございます。負担金でございますが、道派遣職員、農林課に参事職として派遣をいただいておりますけれども、この職員の赴任旅費等の負担金の追加でございます。153万円。これについては、道と町との協定に基づいた算出でございます。続きまして交際費でございますが、渉外活動に要する経費の追加ということで30万円の追加でございます。

続きまして第3目、広聴広報費、補正額69万6千円の追加でございます。これにつきましても、ふるさと納税の件数増に伴う広報の印刷の追加でございます。69万6千円の追加です。

第6目情報管理費、補正額28万1千円の追加でございます。総合行政情報システムでございますが、国民年金システムの改修に伴う委託費の追加でございます。

第7目地域振興費、補正額63万2千円の追加でございます。地域おこし協力隊管理事業ということで、今回、東京在住の25歳の男性でございますが、お一人、今年2月、3月の2月分でございますけれども、今回補正をさせていただくこととなりました。これにつきましては、基本的には3年というのが決まりになっております。財源については400万円まで全額、地方交付税の特別交付税で措置されるということになります。

第12目諸費でございます。補正額251万6千円の追加、まちづくり寄附管理事業ということで寄附件数増に伴う贈呈品等の費用の追加でございます。

続きまして64頁、65頁をお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額679万5千円の追加でございます。地域介護福祉空間整備事業ということでございます。町内の小規模多機能事業所4か所でございますが、スプリンクラーの整備費補助金の追加と。10割補助、全額補助ということになります。

第3目障害者福祉費、補正額962万4千円の追加でございます。更生医療給付事業でございますが、入院患者の増に伴う給付費の追加ということになります。

第2項児童福祉費、第2目保育所費、補正額210万7千円の追加でございます。広域保育実施児童の増に伴う保育委託料の追加でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額1003万7千円の追加でございます。大雪地区広域連合負担金でございます。低所得者保険料軽減対象者拡大による負担金の追加でございます。

第6目環境衛生費、補正額66万4千円の減額でございます。まず、1点目は大雪葬祭組合

負担金でございますが、26年度の繰越金を計上したことによる負担金の整理でございます。84万7千円の減額でございます。もう1点は、公衆浴場確保対策補助事業でございますが、補助交付規則に基づく町内公衆浴場でございますが、設備整備に伴う補助金の追加。18万3千円でございます。

第7目墓地管理費、補正額16万2千円の追加です。五稜墓地内の環境整備に伴う管理委託費の追加でございます。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額416万7千円の減額でございます。大雪清掃組合負担金、26年度繰越金を計上したことに伴う負担金の整理でございます。

66頁、67頁になります。第7款商工費、第2項文化スポーツ振興費、第3目町民センター費、補正額60万9千円の追加でございます。町民センターで管理しておりますイベント用のテント、これにつかましての補修費の追加でございます。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額83万円の追加でございます。住環境整備費助成事業、申し込み件数増に伴う追加でございます。今年度、この補正を含めまして11件ということになります。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額454万8千円の追加でございます。町営住宅の修繕費の追加でございます。

第2目住宅建設費、補正額54万円の追加でございます。北町団地2号棟の建設関係でございますが、当初、熱源システムを地中熱を予定しておりましたけども事業不採択ということで、それに伴う実施設計の変更に伴う追加でございます。

第9款消防費、第1項消防費、補正額1137万円の減額でございます。大雪消防組合負担金、当初、町一般会計の方です。ね起債の借入れを予定しておりましたけども、緊急減災事業債、大雪消防組合での借入れに変更したことに伴う全額減でございます。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額120万円の追加でございます。小学校管理運営事業として、各小学校の修繕費の追加でございます。

68、69頁になります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第7目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額802万7千円の追加でございます。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理ということで、まず1点目は、10月20日ご逝去されました美瑛町名誉町民でございました水上博氏のご遺族から200万円の寄附がございました。その寄附を基金に積み立てるもの。もう1点は、ふるさと納税242件分、602万7千円でございます。これにつかましては、先の補正以降、11月25日までのものがございます。全体で2481件、今年度寄せられております。総額で4225万2千円ということになります。

次に、歳入について説明をいたします。60頁へお戻りください。歳入になります。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額32万6千円の追加ございま

す。普通交付税、今年度交付決定額が43億5792万2千円。今回を含めた補正済み額が41億9563万9千円。したがって、交付税による財源保留額は1億6228万3千円ということになります。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額530万4千円の追加でございます。まず、1点目の障害者医療費負担金でございますが、更生医療入院患者数の増に伴う負担金の追加でございます。もう1点は、子どものための教育、保育給付費負担金ということで、子ども子育て支援新制度による広域保育料の負担金の追加でございます。額が279万4千円でございます。

第2目衛生費負担金、補正額924万4千円の追加でございます。国民健康保険基盤安定負担金交付額確定に伴う計上でございます。

第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額679万5千円の追加でございます。1点目は、小規模多機能事業所スプリンクラー整備交付金でございます。歳出と同額でございます。もう1点は、土木管理費補助金になりますが、住環境整備事業交付金申し込み件数増に伴う追加でございます。

次が第3項国庫委託金、第2目民生費委託金、補正額28万1千円の追加でございます。国民年金システム改修に伴う委託金の追加でございます。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額265万2千円の追加でございます。まず1点目、更生医療入院患者の増に伴う障害者医療費負担金の追加でございます。もう1点が、子どものための教育、保育給付費負担金。子ども子育て支援新制度による広域保育料負担金の増でございます。

第2目衛生費負担金、補正額745万2千円の追加でございます。まず1点目は、国民健康保険基盤安定負担金、これにつきましては交付額の確定に伴う追加でございます。620万8千円。もう1点、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、これにつきましても交付額確定に伴う追加でございます。124万4千円。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額802万7千円の追加でございます。まず1点目は、名誉町民水上博氏のご遺族からの寄附金200万円。それからもう1点は、まちづくり寄附金、ふるさと納税でございますが、242件分の追加でございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第3目過年度収入、補正額460万4千円の追加でございます。26年度、前年度の更生医療費の返還金の補正でございます。

第21款町債、第1項町債、第6目消防債、補正額880万円の減額でございます。先ほど歳出で申し上げたとおりでございます。当初、過疎対策で計上しておりましたけども緊急防災減災事業債へ振り替えるということで、それに伴う全額減でございます。

次に、第2表地方債補正について説明をいたします。59頁へお戻りいただきたいと思いま

す。町債の総額から８８０万円を減額し、総額を１８億３４８０万円とするものでございます。第２表地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額１１億４９００万円、変更後限度額１１億４０２０万円、合計変更前限度額１８億４３６０万円、変更後限度額１８億３４８０万円でございます。

５７頁及び５８頁の第１表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。以上で議案第１１号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第１２号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、保田水道整備室長。

（水道整備室長 保田 仁君 登壇）

○水道整備室長（保田 仁君） 議案第１２号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集につきましては７０頁から７６頁になります。初めに７０頁をお開き願います。今回の補正は、平成２７年度分消費税中間申告納付税額の確定に伴い予算不足となる額の追加、下水汚泥コンポストヤード用地購入費の追加及び下水汚泥コンポストヤード実施設計委託料の確定に伴う執行額の減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。７５頁をお開き願います。歳出、第１款下水道事業費、第１項下水道管理費、第１目一般管理費、補正額１９万３千円の追加。平成２６年度決算により確定した消費税額より算出される本年度分の消費税中間申告納付税額の確定により、予算不足となる公課費の追加によるものです。

第１款下水道事業費、第２項事業費、第１目建設事業費、補正額１００万円の追加。下水汚泥コンポストヤード整備事業における実施設計の委託料が確定したことによる執行残１７万８千円の減額及び用地購入のための費用２７万８千円の追加によるものです。

次に、歳入の説明をいたします。７３頁にお戻りください。歳入、第４款繰越金、第１項繰越金、第１目繰越金、補正額１９万３千円の追加。歳出補正額のうち、公課費の財源に充てるものです。

第６款町債、第１項町債、第１目下水道事業債、補正額５０万円の追加。

第７款国庫支出金、第１項国庫補助金、第１目下水道事業補助金、補正額５０万円の追加。いずれも、下水汚泥コンポストヤード整備事業の用地購入費の財源に充てるものです。

次に７２頁に戻りまして、地方債補正についてご説明を申し上げます。下水汚泥コンポストヤード整備事業の財源について追加するものです。それでは朗読をいたします。第２表地方債補正、変更、起債の目的、公共下水道事業、変更前限度額３６５０万円、変更後限度額３７０

0万円、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

71頁の第1表歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

総括、2案件ですよ。よろしいですか、取り消しますか。

はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第11号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「はい」の声）

11号の総括。個別の部分でしたら後ほど。

はい、質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第11号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。議案集は62頁から63頁です。初めに、平成27年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款の議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 9番角和でございます。私は第2款総務費、第1項、第7目地域振興費についてお尋ねいたします。地域おこし協力隊員というお話でございました。この採用される方についてですけれども、どのような経歴の方であるのか。そして、採用に至った理由、どの辺を評価されての採用になったのか。そして、何を担当していただくのか。あと4点目ですけれども、この方、美瑛に来ての住居の手当てについてはどのようになっているのかについてお尋ねいたします。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 地域おこし協力隊についてのご質問をいただきました。まず、美瑛

町に来られる方の経歴等についてのお尋ねでございましたが、先ほど提案理由の説明の中でも申し上げましたが、年齢は25歳、東京在住の男性でございます。非常に好青年でございます。採用と言いますか、これは地域おこし協力隊でございますので、基本的にあなたは駄目ですか何とかというそういうことではございませんので、この方が美瑛町という町で自分のいろんな知識を発揮してまちづくりに協力したいという、その意思を尊重してですね来ていただくというのが基本でございます。この方についてのどんなようなことをやっていただくかということになりますけども、昨日の一般質問等もございましたけども町長が答弁されておりましたが、美瑛町のこれからの情報発信そこについてですね、この方は非常に民間の中でもですね、そういったところを得意分野とされている方というふうに伺っておりますので、そういったところについてひとつ能力を発揮していただければありがたいなというふうに考えております。それから住まいの件でございますけども、これにつきましては今年の10月ですか、1度来られています。そこで職員住宅ですとか、いろいろ見ていただいた中で、本人は職員住宅が私はこれが良いですということでございますので、丸山にございます職員住宅に入居していただくということでございます。来年、年明けですね、1月の末に美瑛町の方に入られて2月から仕事に就かれると。基本的に地域おこし協力隊としてはですね3か年というのが基本でございますから、3か年間しっかり頑張ってください、その後については、またその3か年の中でですねご本人、それから美瑛町、それぞれまた今後のことについては、その中で検討していくということになるかと思えます。いずれにしても非常に好青年でございますので、期待をしているところでございます。なお、この地域おこし協力隊に係るですね費用につきましては、年間400万円を上限としてですね全額特別交付税で措置されるということになっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、今一部ご答弁いただいた中に触れる部分なんですけれども、民間での能力を十分本町で発揮していただきたいなと期待を申し上げるところでございます。今、先にご答弁いただいたような形になりましたけれども、できましたら協力隊の任期を終わりましたら、終わっても美瑛でご活躍いただきたいなというような思いもございます。気の早い話ではございますけれども、3年後この方残っていただけるのかどうか。その辺のご本人の意向というのは、まだ聞いてないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 3年後のことですから、今からこうしようあしようという決めはしておりませんが、ご本人は高校時代からですね美瑛町に対しては非常に興味を持ってい

たようです。そして、大学に進まれて何度かプライベートで美瑛町にも来られていると。夏だけじゃない、秋だけじゃない、冬もありますよ。冬も来て美瑛町で生活したことがありますというように、美瑛町についてはもう全て自分なりには理解しているんだと。そういった中で、お出でいただけるということですので、先ほども申し上げましたけども、やはり3年間一生懸命頑張っていたでいて、その中でご本人、それから美瑛町、それぞれ思いが一致したところがあればですね、その先というのも必然的に見えてくるのかなというふうに思っておりますので、まずは今のところはそこまでということかなと思っております。以上です。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

議案集の64頁から65頁になります。第3款民生費及び第4款衛生費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。

議案集66頁から69頁、第7款商工費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。66頁、8款、5項ですね、1目、頁数は67頁、需用費ですね。活きいきとした暮らしづくりのために、町営住宅管理事業、修繕費、ボイラー他、給排水等と伺っておりますが、美瑛町には町営と公営と約500軒近い住宅があるわけですね。教員住宅も含めまして。その中で耐用年数というのは決められていると思うんですけども、この修繕費っていうのは耐用年数から判断したのか、または突発的な事故による修繕費なのか、どちらなのでしょう。それから、その内容ですね。もう少し詳しく何件なのか、お知らせください。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、山田住民生活課長。

○住民生活課長（山田厚誠君） はい、今、中村議員からのご質問でございますが、修繕費につきましては細かいものでボイラーですとか暖房、それから給湯施設、それから下水道関係、それぞれ耐用年数はございますが、丁寧に使っていただいていることもありまして、耐用年数が過ぎたら改修ということは行っておりません。あくまで、何かの支障が出た場合にその都度改修していったらということでございます。また、件数についてはかなり数がありまして、今の段

階、私の方でちょっと把握しておりません。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) そうしますと、耐用年数から判断されてないと、実際の使えるものは使っていくと。そうしますと、メーカーは耐用年数というのは実際よりも短く設定しているはずですね。丁寧に使えば、それよりも持つということは常識的に考えられるわけですが、この400軒、500軒あまりの設備の金額を考えますと、かなりの金額になると思うんですけども、その辺の概要の計画ですね、交換していく概要の計画はお持ちなんですか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、山田住民生活課長。

○住民生活課長(山田厚誠君) はい、毎年大まかに損傷している軒数、金額等を統計いたしまして、近年3か年程度の平均の修繕費を計算して算出しております。ですから、ここが壊れて改修するという計算式ではありませんので、あくまでも大まかな修繕費として計上しております。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集は60頁から61頁、歳入全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に議案集59頁、第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

議案集は56頁から58頁、平成27年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号についての質疑を行います。議案集は70頁から76頁まで。平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文、第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正並びに歳入歳出補正予算の事項別明細書、歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 76頁もよろしいですか。

○議長(濱田洋一議員) 70頁から76頁の部分です。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。歳出の1款、2項ですね、1目。この中で公有財産の購入費、76頁、276万8千円が追加になっておりますが、これは契約金額の変更に伴う予想からオーバーした金額なんではないでしょうか。それとも、新たに用地を購入した結果なんではないでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、保田水道整備室長。

○水道整備室長(保田 仁君) 用地購入費として276万8千円ということで、今回補正予算として計上させていただきますけども、下水汚泥コンポストヤードの用地の購入費として今回計上させていただくということで、今まさに所有者の方とですね協議をしている最中でありまして、契約してしまった金額とかそういうことではないんですが、今想定できるですね用地購入費を内部で積算をいたしまして、その額を予算額として計上させていただいていると、そういうことになります。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、議案第11号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。

これから日程第14、議案第11号の件を採決します。議案第11号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第15、議案第12号、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり決定をされました。

○議長（濱田洋一議員） 2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩宣告（午後 1時55分）

再開宣告（午後 2時10分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

日程第16 議案第13号、定住自立圏形成協定の変更について

○議長（濱田洋一議員） 議案第13号、定住自立圏形成協定の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木政策調整課長。

（政策調整課長 鈴木 貴久君 登壇）

○政策調整課長（鈴木貴久君） 議案第13号の定住自立圏形成協定の変更についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては77頁と78頁になります。新旧対照表は別冊資料の46頁、最終頁になります。平成26年1月10日に旭川市と締結した定住自立圏の形成に関する協定書に規定している生活機能の強化に関する政策分野の連携項目のうち、別表第1で定めているエの表、防災体制の整備について、近年の暴風雨、防風雪などの大雨浸水、積雪被害や土砂災害などの自然災害、さらには噴火災害も懸念されることから、上川中部圏域内の連携体制の強化を図り、相互支援体制の構築を進める必要性から、旭川市と本町とが災害時に備える備蓄品などの整備や相互応援体制の構築を進めることとする協定書となるよう文言を追加し、定住自立圏形成協定書の一部を変更するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第13号の件を採決します。議案第13号、定住自立圏協定の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決をされました。

程第17 議案第14号 上告の提起及び上告受理の申し立てについて

○議長(濱田洋一議員) 日程第17、議案第14号、上告の提起及び上告受理の申し立てについての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇)

○建設水道課長(三田村尚樹君) 議案第14号の上告の提起及び上告受理の申し立てについての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては79頁、80頁になります。今回の裁判につきましては、訴訟人から平成26年8月21日に真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよなどの内容で訴えられ、平成27年3月10日に簡易裁判所にて訴訟人に対し請求を棄却する判決を言い渡されました。その後、訴訟人が不服とし控訴していたものであり、平成27年12月8日に旭川地方裁判所にて美瑛町に対し、原判決を取り消す判決が出されました。今回の判決は町として不服であるため、上告の提起及び上告受理の申し立てをするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。こういう裁判手続き、裁判の争いは、非常に難しい面があると思います。この中で、全員協議会で渡された裁判所の写しを読みました。これを読む限り、非常に厳しい地裁の判断が書かれております。ここです、土地を寄附したものと推察することは困難であると断言してるんですね。非常に心配する文言です。それから、上記説明がされたと認めるにたる証拠はないと、断定的に言ってるわけですね。そこで質問で

すけども、これから控訴となりますと、かなりの有力な確証があるということだと思っておりますけども、その辺の確証についてお聞きかせください。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) 今回の裁判に関しまして、第一審簡易裁判所ですか、簡易裁判所の口頭弁論いろいろやりまして、簡易裁判所としての判決が相手方の意見を棄却するというので、地籍調査こちらのやり方等、認めていただいたという考えを持っております。こちらの方としては地籍調査なり、土地の関係も正しいということで過去からやってきていたと。そこで簡易裁判所で認められたという判決をいただいて、それに対して相手方がですね不服だということで、大変残念なんですけど判決が覆されたということで、一回は良いと、今回は駄目だということで、私たちもですね間違ったことはやってない、やったつもりで執務を執行していたという考えはないっていう考えでおりますので、そこを正しく判断していただきたいということで、今回の判決が不服だということで上告させていただきたいということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。それでは、ここに書いてある、記載されている当方の言い分が書いてありますけども、その上で裁判所が判断したわけですけども、この基本的に美瑛町が主張していることは、これ以上の主張、新たな材料はないと。反論する上でですね、控訴する上で、そういうことなんですか。新たな材料はないということでしょうか。そうすると結局、裁判所ですから第三者の立場としてあくまでも判断するわけですね、法的に。これを客観的に覆すほどの新たな材料があるのかどうか、その辺をお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) 裁判に関しまして、今回の民事に関しましては、三審制ということで最高裁判所が最後だということで、失礼しました、高等裁判所ですね。高等裁判所が最後だということで、先日、弁護士さんの方にちょっとお邪魔した時にですね、過去の一審と二審の審議内容ですか、それを見て判断するという、基本的にはそういうことで判断ということみたいです。新たにですね証拠だとか、そういうものはちょっと今のところ請求ですか、そういうことになればですね出す準備とかですかね、資料等を用意するなりそういうことはあるかなと思いますが、まだ今のところ新たに資料を提出してどうのこうのというようなことは考えておりません。以上です。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 今回、追加提案で控訴を申し立てたいということで提案をさせていただいています。簡易裁判所では棄却ということ、今回、地裁では逆転という結果になりました。ここで裁判で扱われている内容、争点についてはですね、昭和53年から5年にわたる案件であります。その当時の部分から相当時間が経っておりまして、今回の裁判でも当時はそういう形で法務局も含めてですね、道も含めて、こういう形で調査をやることについて美瑛町早かったんですね、こういう調査をするのが。それで切り口早くて、それで相談しながらやって、こういう形でやりたいけどどうだということで、一応了解を得ながらやってたというそういう判断をしています。今回の不服申し立ては、そのときに印鑑もいただいてサインもいただいているんですけども、最終的な契約書が無いよということでありまして。現在のそういう判例が出てくる中でやってきている部分については我々もそうやってるんですけども、当時はそういう状況の中でやってきてましたので、今回、簡易裁判所では当時の部分について、今からこうやってハンコ押してるものについて論議することについてはならんという判断をいただいたんですけども、今回の裁判では当時のやったことが今から判断すれば契約書がないということが非常に問題だということでありまして。そのときに裁判所からもですね我々の主張をさせていただいて、当時は地域ぐるみで道路を作って欲しいというようなことがあって、地域でこういう体制を作って提供するからという話だったんですね。そういうことが一応認められながらやってきたということなんですけども、もう時間が経ってるもんですから裁判所に、じゃあそのときの人間を出せとか、そのときに関わった人間を出せと言われても我々も出せないんですね。ところが、契約書が無いってということになるとですね、不服申し立てる方は、俺はそんなの寄附した覚えがないということで裁判で申し上げるけど、それを私たちは寄附を受けましたよという部分で証明しなきゃならん責任があるというふうに今回の裁判で言われています。ところが、今になってですね関係者を出せと言われても、例えば役場の担当者もですね私どもの中から、もう本当に年代も60になる方が証人に行ったんですけども、その人でさえ現場に行けてないんですね。書類作成をしてても現場はその上の係長だとか課長が行ってますから。そうするとですね、証人を出せっていうこと自体も非常に理不尽ではありますが、法令上はそういうふうに裁判所もやらざるを得ないというような案件でありました。それで、私どもとしましては、三田村課長の方から言いましたように、新しい部分を出すというのはなかなか難しいというふうに思っています。ただ、当時こういう状況だったよという説明をもっと年の上の方で言っていただけのような方等はおられますんで、今弁護士さんとそういった部分で、やはり当時の町のやった業務については、それぞれの関係機関と連携しながら、美瑛町の場合は始まりのそういうところだったので、こういう状況でやったということは最後まで主張したいと思えます。ただ、これで裁判所で、しかしそれが今回、決定が出てますんで、この部分が覆るかどうか

かは私としても覆すというよりも、やはりそういう歴史があって、業務があって、我々はそれを受けてやってるんだということを提示して、住民の方々にもご理解いただくような、そういう形にするのが行政の方向性として正しいのではないかと、そんなふうに思って今回提案をさせていただいてる次第であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 1978年、昭和53年ですね。ですから前の、その前の町長時代になるわけですか。そうしますと、その当時の感覚としても今と大分かけ離れている部分があったと思います。ですから地裁で、こういう逆転の決定が出たということであればですね、控訴ではなくて第3の道を模索することも必要ではないかと私は思うんですけどもね。結局は、最悪の場合になれば、また負けてしまうわけですね。そのこともやはり勘案して判断すべきじゃないかなと思うんですけどもね。その辺はどうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 最悪の場合、負けるということも覚悟しております。これは、町の行政運営に傷が付くとか、そういうことの懸念っていう部分も確かにあるわけでありまして、しかし、当時の行政についてそういう形でやれてきたことをしっかり最後まで主張しないと、今後の業務にですねやっぱり我々としては差し障りがあるという面の方が強いんでないかと思ってます。ですから、今後の裁判で敗訴する。また、これを控訴しても高裁で扱ってくれるかどうかは分かりません。つまり、今回の高裁ではですね最初から審議ということにはならないですね、一審、二審でやっていますんで。言ってみれば、普通の事件になりますと最高裁の案件でありますから、地裁でやったものが、その裁判の法律判断の誤りがあるかないかということになりますんで、非常に幅が狭くなります。ですから非常に弱い部分もありますけども、私どもとしては、町長としては、ここの部分について、過去の部分について適正な業務をやってきたということで主張したいというふうに考えているところでありますので、ただ、第3の道ということで、実は簡易裁判所が終わってですね、そして地裁ということになりまして、我々もこの部分の和解の部分についても模索も途中でありました。今現在の土地がですね道路用地ということでありまして、道路にはなっているというか、道路の我々は管理はしていますけども、実際の砂利を入れて改良したような道路にはなっておりませんので、そういった部分から和解のお話も途中で町民の方でありますから探ってみたんですけど、裁判でなければという相手方の意向もあってここまで来たということで、状況等にはそういう形で来てるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(濱田洋一議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第14号の件を採決します。議案第14号、上告の提起及び上告受理の申し立てについての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第18 意見書案第12号 TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書
について

○議長(濱田洋一議員) 日程第18、意見書案第12号、TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

8番、大坪正明議員。

(「はい」の声)

はい、8番大坪議員。

(8番 大坪 正明議員 登壇)

○8番(大坪正明議員) 朗読をもってご提案申し上げます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、皆さんご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長(齊藤 正議員) これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程第18、意見書案第12号の件を採決します。意見書案第12号、TPP合意

内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、意見書案第12号の件は決議をすることに決定をし、決議書を送付をすることといたします。

日程第19 所管事務調査の申し出について

○議長(濱田洋一議員) 日程第19、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から、所管事務を行うために閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりあります。

お諮りします。本件については各委員長からの申し出のとおり承認をしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認をすることと決定をしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合においては、議長で承認をしたいと思います。ご了承をお願いを申し上げます。

閉会宣告

○議長(濱田洋一議員) これをもって、本定例会にされた案件の審議については全部終了しました。会議を閉じます。平成27年第10回美瑛町議会定例会を閉会をします。

閉会挨拶

○議長(濱田洋一議員) 2日間にわたってありがとうございます。今回は12月最後の定例会でありますけれども、不祥事の問題で非常にですね各議員、また町長はじめ職員がですねいろんなことを考えながら、改めて美瑛町の信頼の回復のために、また新たにスタートしようという議会になったと思います。どうぞ議会もですね、それらをどうやってチェックをするか改めてまた考えさせられたというところでもあります。来年が良い年になりますようにご祈念とご期待を申し上げて、閉会に当たっての挨拶にします。ありがとうございました。

午後 2時36分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成28年 2月 9日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 八木 幹男

議員 角 和浩幸